

## 雲仙市告示第 17 号

### 雲仙市結婚奨励金交付要綱の一部を改正する要綱

雲仙市結婚奨励金交付要綱（平成 31 年雲仙市告示第 34 号）の一部を次のように改正する。

第 1 条中「、雲仙市補助金等交付規則（平成 17 年雲仙市規則第 42 号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、」を削る。

第 4 条中「奨励金は、」の次に「第 6 条に規定する承認の決定を受けた後初めて」を加える。

第 7 条第 1 項前段中「を市長に」を「に次に掲げる書類を添付して、市長に」に改め、同項後段を削り、同条第 2 項を削る。

第 10 条第 1 号を次のように改める。

（1） 奨励金の交付の決定の内容又はこれに付した条件に違反したとき。

第 10 条中第 5 号を第 7 号とし、第 2 号から第 4 号までを 2 号ずつ繰り下げ、第 1 号の次に次の 2 号を加える。

（2） 虚偽その他不正な手段により奨励金の交付の決定又は交付を受けたとき。

（3） 法令、条例、規則若しくはこの告示に違反し、又は市長の指示に従わなかったとき。

第 11 条を削る。

様式第 2 号を次のように改める。

様式第2号（第5条関係）

確認書及び誓約書

雲仙市結婚奨励金の交付に当たり、雲仙市結婚奨励金交付要綱（以下「要綱」という。）を遵守して、下記事項について記載内容のとおりであることを確認の上、誓約いたします。

なお、要綱第10条の規定に該当し、奨励金の交付決定の取り消しを受けた場合には、奨励金返還義務を負うことに異存ありません。

記

(1) 配偶者の氏名 \_\_\_\_\_

(2) 確認事項 チェック

- ・ 現在、市の住民基本台帳に記録され、配偶者と同一の住所を有している。
- ・ 過去にこの奨励金の全部又は一部の交付を受けたことはない。
- ・ 再婚の場合、離婚時と同一の配偶者ではない。
- ・ 私及び配偶者又は私たちと同じ住宅に居住している者が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員ではない。また、暴力団員でなくなった日から5年を経過している。

(3) 誓約事項

- ・ 上記確認内容に虚偽がないこと。
- ・ 奨励金の承認決定から3年以上市内で配偶者と同居すること。
- ・ 奨励金の承認決定から3年に満たない間に婚姻又は市内での夫婦同居が解消された場合は、速やかに市へ報告すること。
- ・ 市の実施する各施策に関する調査等に協力すること。

年 月 日

雲 仙 市 長 様

住 所 雲仙市

氏 名 ㊟

生年月日 年 月 日 ( 歳)

連絡先 TEL

## 附 則

(施行期日等)

- 1 この告示は、公布の日から施行し、この告示による改正後の雲仙市結婚奨励金交付要綱（次項において「新要綱」という。）の規定は、平成31年4月1日から適用する。

(経過措置)

- 2 この告示の施行の日前までにこの告示による改正前の雲仙市結婚奨励金交付要綱の規定によってした処分、手続その他の行為であって、新要綱の規定に相当の規定があるものは、これらの規定によってした処分、手続その他の行為とみなす。